

一般財団法人八王子市まちづくり公社職員退職手当支給に関する要綱

平成24年 3月 1日 理事長決裁
改正 平成25年 3月 29日 "
 平成25年 9月 25日 "
 平成27年 3月 30日 "

(趣 旨)

第1条 この要綱は一般財団法人八王子市まちづくり公社就業規則(昭和62年4月1日施行。以下「就業規則」という。)第25条に基づき一般財団法人八王子市まちづくり公社職員給与規程(以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(派遣役員を除く。)の退職手当に関し、別に定めるものの外、必要な事項について定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この要綱の規定による退職手当は、職員が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合にはその遺族)に支給する。

(退職手当の額)

第2条の2 退職した者に対する退職手当(以下「一般の退職手当」という。)のうち、次に掲げる者に対する一般の退職手当の額は、第3条から第6条までの規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

- (1) 定年(就業規則第18条)に達したことにより退職した者。
- (2) 第4条第1項の規定により退職した者。
- (3) 当公社の解散等により退職した者。
- (4) 業務上又は通勤による傷病(労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年労働省令第22号)別表第1に掲げる程度の障害の状態にある傷病に限る。)又は死亡により退職した者。
- (5) 業務又は通勤によらない傷病(労働者災害補償保険法施行規則別表第1に掲げる程度の障害の状態にある傷病に限る。)又は死亡により退職した者。
- (6) その者の非違によることなく理事長が定める要件に該当し、勸奨を受けて退職した者。

2 前項各号に規定する者以外の退職した者に対する一般の退職手当の額は、第3条の規定により計算した退職手当の基本額とする。

(業務上又は通勤によることの認定の基準)

第2条の3 退職の理由となった傷病又は死亡が業務上又は通勤によるものであるかどうかについては、職員の業務上又は通勤による災害に対する補償の場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(退職手当の基本額)

第 3 条 退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料の月額合計額(職員が休職、停職、育児休業、その他これらに準ずる事由により当該職員に支給されるべき給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額合計額とする。以下「給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、当該合計額が当該退職者の退職の日における当該給料月額に45を乗じて得た額(以下この項において「支給限度額」という。)を超えるときは、当該支給限度額を当該退職者の退職手当の基本額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の90
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の130
- (3) 16年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 31年以上33年以下の期間については、1年につき100分の150
- (5) 34年以上の期間については、1年につき100分の50

(定年退職直前に退職した場合の基本額)

第 4 条 就業規則第19条に基づき、定年年齢を63年とされていた者が同規則第18条に規定する退職日経過後同規則第19条に規定する退職直前に退職した場合に支給する退職手当の基本額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) 就業規則第18条に規定する退職日までの勤続期間については、第2条の2第1項の規定による額
- (2) 就業規則第18条に規定する退職日の翌日からその者が退職した日までの期間については、第3条の規定による額

(整理退職の場合の基本額)

第 5 条 第2条の2第1項第3号に規定する者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の220
- (2) 11年以上20年以下の期間については、1年につき100分の240
- (3) 21年以上24年以下の期間については、1年につき100分の280
- (4) 25年以上30年以下の期間については、1年につき100分の330
- (5) 31年以上の期間については、1年につき100分の250

2 前項の場合において、勤続期間が35年以上で退職した者に対して支給する退職手当の基本額は、勤続期間を35年とし、計算して得た額とする。

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第 6 条 第2条の2第1項第3号及び6号の規定に該当する者のうち、定年に達する日の属する会計年度の初日前に退職した者であって、退職の日の属する会計年度の末日の年齢が定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する第3条及び第

5条の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする。

(退職手当の調整額)

第7条 退職した者に対して支給する退職手当の調整額は、その者の調整額期間(次条に規定する調整額期間をいう。以下この条において同じ。)の初日の属する月からその者の調整額期間の末日の属する月までの各月ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる点数を合計した点数に、1点につき1,075円を超えない範囲内において定める額を乗じて得た額とする。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) 事務局長の職にあるもの | 140点 |
| (2) 課長、所長、主幹の職にあるもの | 120点 |
| (3) 課長補佐の職にあるもの | 100点 |
| (4) 主査の職にあるもの | 80点 |
| (5) 主任の職にあるもの | 60点 |
| (6) 主事の職にあるもの | 0点 |

(調整額期間)

第8条 調整額期間とは、在職期間のうち、その者の退職した日の属する月の末日を起算日として、5年前までの期間をいう。

2 調整期間のうち、休職、停職、育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下、「休職月等」という。)が1月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの当該育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数)について、調整額期間から除算する。

(退職手当の額に係る特例)

第8条の2 第2条の2第1項第3号に規定する者で次の各号に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

- | | |
|--------------------|----------|
| (1) 勤続期間1年未満の者 | 100分の340 |
| (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 | 100分の430 |
| (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 | 100分の590 |
| (4) 勤続期間3年以上の者 | 100分の750 |

2 前項の基本給月額は、給与規程の規定により、給料、扶養手当及び地域手当を支給される職員については、これらの月額合計額とする。

第8条の3 第2条の2第1項第4号に規定する者(死亡により退職した者に限る。)の退職手当の額を計算する場合において、次の各号に該当する者に対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の前条第2項に規定する基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、その乗じて得た額とする。

- | | | |
|-----|----------------|----------|
| (1) | 勤続期間1年未満の者 | 100分の270 |
| (2) | 勤続期間1年以上2年未満の者 | 100分の360 |
| (3) | 勤続期間2年以上3年未満の者 | 100分の450 |
| (4) | 勤続期間3年以上4年未満の者 | 100分の540 |

(継続期間の計算)

第9条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は職員として引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。
- 3 前2項の規定による在職期間のうち、休職月等が1か月以上あったときは、その月数の2分の1に相当する月数(育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの当該育児休業をした期間については、その月数の3分の1に相当する月数)を前2項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 4 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、6か月未満は切り捨てる。ただし、その在職期間が6か月以上1年未満(第2条の2第1項第3号から第6号までに規定する者の退職手当を計算する場合にあっては、1年未満)の場合には、これを1年とする。
- 5 前項の規定は、第8条の2第1項、第8条の3の規定による退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。

(退職手当の支給制限)

第10条 第2条の2の規定による退職手当は次の各号の一に該当する者には支給しない。

- (1) 就業規則第47条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者
- (2) 就業規則第21条第2号及び同条第3号の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるものの外、退職手当に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の一般財団法人八王子市まちづくり公社退職手当支給に関する要綱(以下「新要綱」という。)第3条の規定の適用を受ける者(次

項の適用を受けるものを除く。)で施行日から平成26年3月31日までの間に退職した者の退職手当の基本額は、新要綱第3条の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、その者の勤続期間に応じて附則別表第1に定める支給率を乗じて得た額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

3 新要綱第3条の規定の適用を受ける者のうち、施行日から平成27年3月31日までの間(以下「経過措置期間」という。)に退職した者の退職手当の基本額は、新要綱第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める額をもって、その者に支給する退職手当の基本額とする。

(1) 施行日から平成26年3月31日までの間その者の退職の日における給料額(新要綱第8条の2の規定の適用を受ける者については、給料月額及び当該給料月額に定年と退職の日の属する会計年度の末日の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額。以下「最終給料月額」という。)に、その者の勤続期間に応じて附則別表第2に定める支給率を乗じて得た額

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間その者の最終給料月額に、その者の勤務期間に応じて附則別表第3に定める支給率を乗じて得た額

4 新要綱第8条の3の規定の適用を受ける者で、経過措置期間に退職した者の調整額の算出に係る点数(同条第1項各号に規定する点数をいう。)は、同項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる退職の日が属する期間に応じて、当該各号に定める点数とする。

(1) 施行日から平成26年3月31日までの間 附則別表第4に定める点数

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 附則別表第5に定める点数

附則別表第1

勤続年数	支給率
1年	1.00
2年	2.00
3年	3.00
4年	4.00
5年	5.00
6年	6.00
7年	7.00
8年	8.00
9年	9.00
10年	10.00

11年	11.45
12年	12.90
13年	14.35
14年	15.80
15年	17.25
16年	18.85
17年	20.45
18年	22.05
19年	23.65
20年	25.25
21年	27.00
22年	28.75
23年	30.50
24年	32.25
25年	34.00
26年	35.80
27年	37.60
28年	39.40
29年	41.20
30年	43.00
31年	44.50
32年	46.00
33年	47.50
34年	48.00
35年以上	48.50

附則別表第2

勤続年数	支給率
1年	1.10
2年	2.20
3年	3.40
4年	4.60
5年	5.70
6年	6.80

7年	8.00
8年	9.20
9年	10.30
10年	11.40
11年	13.10
12年	14.60
13年	16.30
14年	17.80
15年	19.50
16年	21.30
17年	23.10
18年	24.90
19年	26.70
20年	28.50
21年	30.30
22年	32.10
23年	33.90
24年	35.70
25年	37.50
26年	39.30
27年	41.10
28年	42.90
29年	44.70
30年	46.50
31年	48.00
32年	49.50
33年	51.00
34年	51.50
35年以上	52.00

附則別表第3

勤続年数	支給率
1年	1.00
2年	2.00

3年	3.00
4年	4.10
5年	5.10
6年	6.10
7年	7.10
8年	8.20
9年	9.20
10年	10.20
11年	11.70
12年	13.10
13年	14.60
14年	16.00
15年	17.50
16年	19.20
17年	20.90
18年	22.60
19年	24.30
20年	26.00
21年	27.70
22年	29.40
23年	31.10
24年	32.80
25年	34.50
26年	36.20
27年	37.90
28年	39.60
29年	41.30
30年	43.00
31年	44.50
32年	46.00
33年	47.50
34年	48.00
35年以上	48.50

附則別表第4

職員の区分	点数
第1号区分	110.4点
第2号区分	100.4点
第3号区分	90.4点
第4号区分	70.4点
第5号区分	52.0点
第6号区分	36.0点
第7号区分	0.0点

附則別表第5

職員の区分	点数
第1号区分	125.2点
第2号区分	115.2点
第3号区分	105.2点
第4号区分	85.2点
第5号区分	66.0点
第6号区分	48.0点
第7号区分	0.0点

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。